

告示

埼玉県告示第六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

手数料	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第八十七号、第十九号、第九十一号及び第九十二号に規定する手数料	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町六番十五号 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 代表理事 飯田 成寿 東京都千代田区紀尾井町三番三十号全日会館 公益社団法人全日本不動産協会 代表理事 中村 裕昌	令和六年一月四日から令和六年三月三十一日まで